

税金がみんなの暮らしを支えます！

第2回 曾於市公売会

日時 11月12日 (土曜日)

場所 末吉栄楽運動公園 (そお市民祭会場内)

開場・受付 午後1時

入札 午後2時～2時15分

公売物件数 46件

液晶テレビ32型



最低価格
8,000円

焼酎2本・サーバーセット



最低価格
2,500円

焼酎・霧島



最低価格
700円

冷蔵庫



最低価格
3,000円

ダイニングテーブル・椅子4脚



最低価格
6,000円

マッサージチェア



最低価格
5,000円

ストーブ



最低価格
3,000円

スーツケース



最低価格
500円

公売参加に必要なもの：運転免許証等、購入代金（20歳未満の方は参加できません）

第2回 曾於市公売会 売却予定物件一覧

| 番号 | 名称 | 数量 | 見積価額 (円) | 材質・特徴など |
|----|------------------|----|-------------|--|
| 1 | 液晶テレビ32型 | 1 | 8,000 | パナソニック社製 2009年製造 型番:TH-L32X1 |
| 2 | 冷蔵庫 | 1 | 3,000 | シャープ社製 2006年製造 型番:PSJ-14K 容量:135ℓ |
| 3 | マッサージチェア | 1 | 5,000 | 富士医療器社製 1994年製造 |
| 4 | ストーブ | 1 | 3,000 | トヨミ社製 2010年製造 型番:NRC-D32E6 |
| 5 | 扇風機 | 1 | 700 | ユアサ社製 型番:YT-304M |
| 6 | 脚立 | 1 | 1,600 | 日本アルミ社製 3段 |
| 7 | 掛時計・座椅子・丸テーブル | 1 | 1,800 | MAG掛時計, 座椅子:籐製, 丸テーブル:木製 |
| 8 | かめ壺 | 1 | 600 | 直径42cm 高さ40cm |
| 9 | 焼酎(霧島) | 1 | 700 | 20度 1.8ℓ |
| 10 | 焼酎2本, 焼酎サーバーセット | 1 | 2,500 | 綾セクション(38度 720ml), 魔性の女(25度 1.8ℓ) |
| 11 | プレジデント・スコッチウイスキー | 1 | 1,000 | 43度 750ml |
| 12 | つぼ | 1 | 1,000 | 直径17cm 高さ32cm |
| 13 | 猿と馬の工芸額 | 1 | 1,500 | 縦38cm 横55cm |
| 14 | 風景絵画 | 1 | 1,000 | 縦65cm 横68cm |
| 15 | 猫の置物(2体) | 1 | 1,000 | 高さ48cm 横12cm |
| 16 | ダイニングテーブル・椅子4脚 | 1 | 6,000 | 縦80cm 横128cm 高さ70cm 木製 |
| 17 | 土鍋・タジン鍋・コンロセット | 1 | 2,900 | 土鍋(直径:30cm) タジン鍋(直径22cm) コンロ(ピーコック社製3.3kW) |
| 18 | スーツケース | 1 | 500 | 縦66cm 横42cm |
| 19 | コーヒーメーカー | 1 | 1,000 | 象印社製 型番EC-FS60 |
| 20 | 懐中電灯 | 1 | 100 | ナショナル社製 MIGHTY LIGHT |
| 21 | マージャン牌 | 1 | 300 | 縦19cm 横29cm |
| 22 | 毛布 | 1 | 800 | 綿100% |
| 23 | タオルセット | 1 | 200 | 綿100% |
| 24 | 敷パッド・シーツセット | 1 | 600 | 綿100% |
| 25 | 毛布 | 1 | 600 | 綿100% |
| 26 | 高級羊毛肌布団 | 1 | 800 | ウール10% ポリエステル90% |
| 27 | 掛け布団 | 1 | 800 | 綿100% |
| 28 | おわんセット | 1 | 200 | 5個 |
| 29 | おわんセット | 1 | 200 | 5個 |
| 30 | おわんセット | 1 | 300 | 大5個, 小1個 |
| 31 | 茶碗セット | 1 | 300 | 10個 |
| 32 | 茶碗セット | 1 | 500 | 30個 |
| 33 | 茶碗セット | 1 | 300 | 10個 |
| 34 | 茶碗セット | 1 | 300 | 大5個, 小5個 |
| 35 | 皿セット | 1 | 300 | 5枚 |
| 36 | コーヒーカップセット | 1 | 200 | 5セット |
| 37 | 食器セット | 1 | 300 | 皿4, はし, コップ |
| 38 | フォーク・スプーンセット | 1 | 300 | |
| 39 | 小鉢セット | 1 | 200 | 5個 |
| 40 | 小鉢セット | 1 | 300 | 10個 |
| 41 | 小鉢セット | 1 | 300 | 10個 |
| 42 | 小鉢セット | 1 | 300 | 10個 |
| 43 | とっくりセット | 1 | 200 | とっくり5個, おちょこ10個 |
| 44 | お盆セット | 1 | 300 | 5枚 |
| 45 | 大皿 | 1 | 300 | |
| 46 | 重箱 | 1 | 500 | 2段 |

曾於市では、税金の滞納者の預貯金・給与・不動産等の差押えに加えて、絵画や焼酎等の動産差押えも実施しています。今回、差押えた動産の公売を行い、売れた代金は滞納となっている税金に充てることとなります。公売会に是非ともご来場のうえ、ご参加下さい。

1. 公売の方法 入札

※一つの公売物件に対し、お一人様1回の入札を行い、見積価額以上の金額で、最高値の入札をされた方が落札者となります。

2. 公売参加に必要なもの

- ①本人確認ができるもの(運転免許証, 健康保険証など ※20歳未満の方は入札に参加できません)
- ②購入代金

3. その他

- ①公売物件の引き渡しは、代金納付と引き換えに行います。
- ②公売前に滞納税が完納となった物件については、公売中止となります。
- ③公売物件は中古品が多く、キズ等がある物品もあります。このような理由から見積価額は低くなっております。ご理解のうえ、入札にご参加下さい。

公 売 の 注 意 書

1 買受人の制限

次に該当する者は、公売財産を買受けることができません。

- (1) 20歳未満の者
- (2) 国税徴収法第92条又は第108条等法令の規定により買受人となることができない者
- (3) 公売公告に記載された一定の資格その他の要件を必要とする場合に、それらの資格等を有しない者

2 入札

- (1) 入札者は、別紙様式の入札書により、売却区分ごとに入札してください。なお、公売財産については中古品が多く、キズ等がある物件もありますので、十分に現況を熟覧した上で入札してください。
- (2) 入札書は、字体を鮮明に記載し、訂正したり、抹消したりしないでください。もし、書き損じたときは新たな入札書を使用してください。一度提出した入札書は、入札時間内であっても、引換え、変更又は取り消すことができませんので、入札前に十分ご確認ください。
- (3) 同一売却区分について、2枚以上の入札書を提出することはできません。
- (4) 郵送による入札は認められません。

3 開札の方法

入札書は入札者の前で開札します。ただし、入札者又はその代理人が開札の場所にいないときは、公売事務を担当していない他の職員が立ち会って開札します。

4 再度入札

開札の結果、最高価申込者がいない場合は、同日中に再度入札をすることがあります。

5 最高価申込者の決定

公売財産の売却区分ごとに、入札価額が見積価額以上で、且つ、最高価格である入札者を最高価申込者とします。

6 追加入札

開札の結果、最高価申込者となるべき者が2人以上ある場合には、同価の入札者の間で次により追加入札を行い、追加入札の価格がなお同価のときは、抽選で最高価申込者を決定します。

- (1) 追加入札の価格は、追加入札の基因となった入札価格以上の価格としなければなりません。
- (2) 追加入札をすべき者が、入札をしなかった場合、又は追加入札の価格が、その基因となった入札価格に満たない場合には、国税徴収法第108条（公売実施の適正化のための措置）の規定が適用される場合があります。

7 売却決定

売却決定は、開札終了後直ちに最高価申込者に対して行います。売却決定は、最高価申込者に対してその買受けの申込みをした財産を売却することを決定する処分です。

8 買受代金の納付

買受代金は、現金で納付してください。

9 権利移転及び危険負担の移転の時期

(1) 権利移転の時期

買受代金を納付したとき

(2) 危険負担の移転時期

買受代金の全額を納付したとき。したがって、買受代金納付後は財産き損、盗難焼失等による損害の負担は、買受人が負うことになります。

10 財産の引渡しの方法

売却決定財産は、買受代金の納付と引換えにお渡しします。

11 売却決定の取消し

公売財産にかかる町税等の完納の事実が、買受人の買受代金の納付前に証明されたときは、その売却決定を取り消します。その他買受人が、買受代金をその納付期限までに納付しない場合、国税徴収法第108条第2項の規定により最高価申込者の決定を取り消した場合等には、その売却決定を取り消します。

12 買受申込み等の取消し

公売財産について、最高価申込者の決定又は売却決定をした場合において、法令の規定により滞納処分 of 続行の停止がされたときは、その停止している間は、最高価申込者又は、買受人は、その入札又は買受けを取り消す事ができます。

国税徴収法第92条(買受人の制限)

滞納者は、換価の目的となった自己の財産(第二十四条第三項(譲渡担保財産に対する執行)の規定の適用を受ける譲渡担保財産を除く。)を、直接であると間接であるとを問わず、買い受けることができない。国税庁、国税局、税務署又は税関に所属する職員で国税に関する事務に従事する職員は、換価の目的となった財産について、また同様とする。

国税徴収法第108条(公売実施の適正化のための措置)

税務署長は、次に掲げる者に該当すると認められる事実がある者については、その事実があった後二年間、公売の場所に入ることを制限し、若しくはその場所から退場させ、又は入札等をさせないことができる。その事実があった後二年を経過しない者を使用人その他の従業者として使用する者及びこれらの者を入札等の代理人とする者についても、また同様とする。

- (1) 入札等をしようとする者の公売への参加若しくは入札等、最高価申込者等の決定又は買受人の買受代金の納付を妨げた者
 - (2) 公売に際して不当に価額を引き下げる目的をもって連合した者
偽りの名義で買受申込みをした者
 - (3) 正当な理由がなく、買受代金の納付の期限までにその代金を納付しない買受人
 - (4) 故意に公売財産を損傷し、その価額を減少させた者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、公売又は随意契約による売却の実施を妨げる行為をした者
- 2 前項の規定に該当する者の入札等又はその者を最高価申込者等とする決定については、税務署長は、その入札等がなかったものとし、又はその決定を取り消すことができるものとする。
- 3 前項の場合において、同項の処分を受けた者の納付した公売保証金があるときは、その公売保証金は、国庫に帰属する。この場合において、第百条第六項(公売保証金の返還)の規定は、適用しない。
- 4 税務署長は、第一項の規定の適用に関し必要があると認めるときは、入札者等の身分に関する証明を求めることができる。